平成２４年（フ）第１２５２号
東京都羽村市羽西１丁目10番14号
債務者　漆戸　弘美
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５９９８号
大阪市都島区都島本通２丁目９番３号
債務者　下野　弓子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１７４号
大阪府門真市東田町16番14－３号
債務者　阿部　　真
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２４８号
大阪市東成区大今里西３丁目18番22号　サンハイツ今里103号
債務者　樋口　哲治
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２５号
静岡市葵区瀬名１丁目16番25―215号
債務者　栗田　義秋
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５６号
静岡県榛原郡川根本町下長尾228番地の１
債務者　辻森　宏行
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３４号
長崎県佐世保市相浦町901番地３　フドー．ザ．キュービック304号、旧住所長崎県諫早市猿崎町3511番地５
債務者　大戸　義則
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
北海道河西郡中札内村西２条南８丁目２番地
債務者　高橋真由美
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１９４号
沖縄県沖縄市知花５丁目18番33号　知花ハイツＡ－５
債務者　田中美智枝
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２３０号
沖縄県沖縄市美里６丁目１番40号　メゾンたかじん402、住民票上の住所沖縄県那覇市長田２丁目33番48―508号　コートヴィレッジ那覇
債務者　友利　一夫
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７０号
北海道苫小牧市沼ノ端中央２丁目13番33号　ハイツまるいＮＯ91―202号、開始決定時の住所北海道苫小牧市字沼ノ端668番地の７　ハイツまるいＮＯ91―202号
破産者　舩木　謙一
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１７４号
奈良県香芝市今泉44番地の４
破産者　森嶋　成佳
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２３５号
奈良県北葛城郡広陵町大字中293番地１
破産者　植田　英生
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２０８４号
札幌市北区新川２条１丁目２番47―701号
破産者　岸部　徹信
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２号
北海道北見市高栄西町８丁目８番８号
破産者　舟崎　　守
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係